平成２９年度第３回

高松市国民健康保険運営協議会

日時：平成３０年２月２０日（火）

午後２時～午後３時３０分

場所：高松市役所　１１階 職員研修室

目　　次

ページ

報告事項

１　平成２９年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
　　決算見込みについて　……　１

２　平成３０年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
　　予算見通しについて　……　６

３　平成３０年度国民健康保険の制度改正について……　７

４　第２期高松市データヘルス計画（案）について　……　別紙

諮問事項

（１）平成３０年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）
　　について　……　８

（２）平成３０年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げについて
　　……　１３

1 平成２９年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて

(1) 国保加入者の状況　※（　）は前年度比

本市の国保加入者は、平成29年度見込みで、世帯数56,496世帯（3.0%減）、被保険者数88,994人（4.5%減）で、全市人口420,486人に対して21.2%の加入割合となっています。

被保険者は、前年度より、一般で2,911人減（3.2%減）、退職で1,237人減（46.9%減）となる見込みです。

なお、国保の介護保険第２号被保険者は1,773人減（6.1%減）となる見込みです。

世帯数、被保険者数の年度別推移

区分	世帯数	被保険者数（人）								国保加入率
		総数	一般		退職		介護第２号（再掲）			
	（世帯）			構成比		構成比		構成比	（%）
25年度	60,586	100,781	93,214	92.5	7,567	7.5	35,235	35.0	24.0
26年度	60,307	99,125	93,093	93.9	6,032	6.1	32,957	33.2	23.6
27年度	59,546	96,582	92,236	95.5	4,346	4.5	31,009	32.1	23.0
28年度	58,214	93,142	90,504	97.2	2,638	2.8	29,099	31.2	22.1
29年度見込み	56,496	88,994	87,593	98.4	1,401	1.6	27,326	30.7	21.2

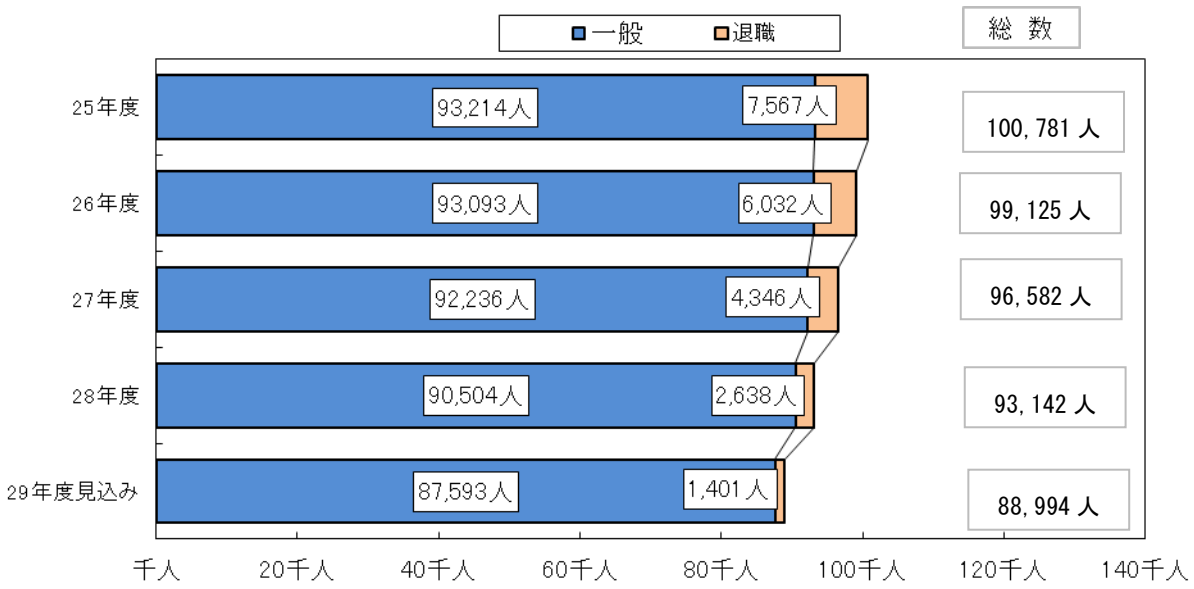

⑵　歳入について

歳入は、被保険者が負担する保険料と国から交付される国庫支出金を二大財源とするほか、県支出金、退職者医療制度として被用者保険からの拠出金によって賄われる療養給付費等交付金、前期高齢者（６５歳から７４歳）の医療費に係る財源を各保険者間で調整するための前期高齢者交付金、一般会計からの繰入金等があります。

２９年度の保険料は、被保険者数が減少したことにより、総額では約３億３千万円の減となる見込みです。

また、１人当たりの保険料調定額は、２８年度決算と比べ、医療給付費分で569円、後期高齢者支援金分で179円、介護納付金分で289円それぞれ増加する見込みです。

次に、保険料の収納率は、口座振替制度の推進や短期被保険者証及び被保険者資格証明書の活用、夜間・休日の催告、納付相談の実施に加え、コールセンター及び納付推進員による電話催告の拡充やコンビニ収納等により、収納率の向上に努めた結果、前年度を若干上回る91.5％となる見込みです。

これら保険料のほか、国庫・県支出金や一般会計からの繰入金等の収入を含めた歳入総額は約511億2,594万円余となる見込みです。

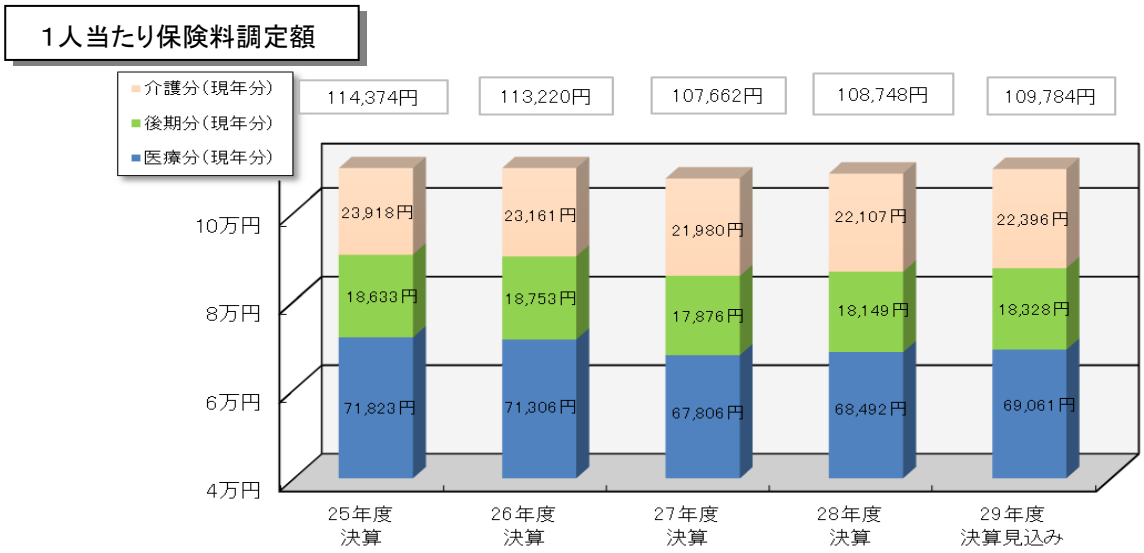

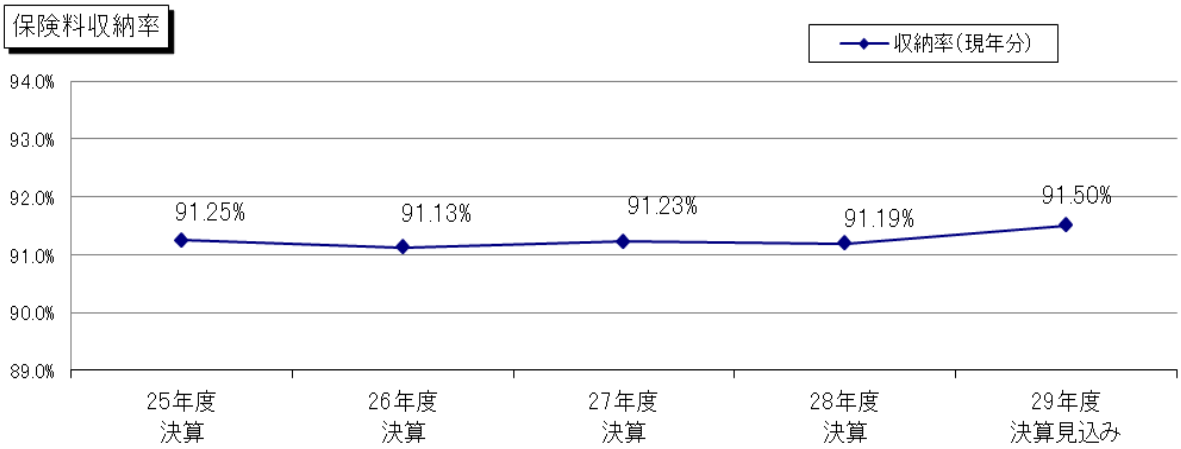

⑶　**歳出について**

歳出の大部分を占める保険給付費は、今年度は約324.2億円（0.3%増）となる見込みです。なお、１人当たりの診療費は、平成25年度から27年度までは年々増加しておりましたが、平成28年度からは減少しております。

また、介護納付金は約17.5億円（1.4%減）、後期高齢者支援金等納付金も約49.9億円（1.9%減）が見込まれます。

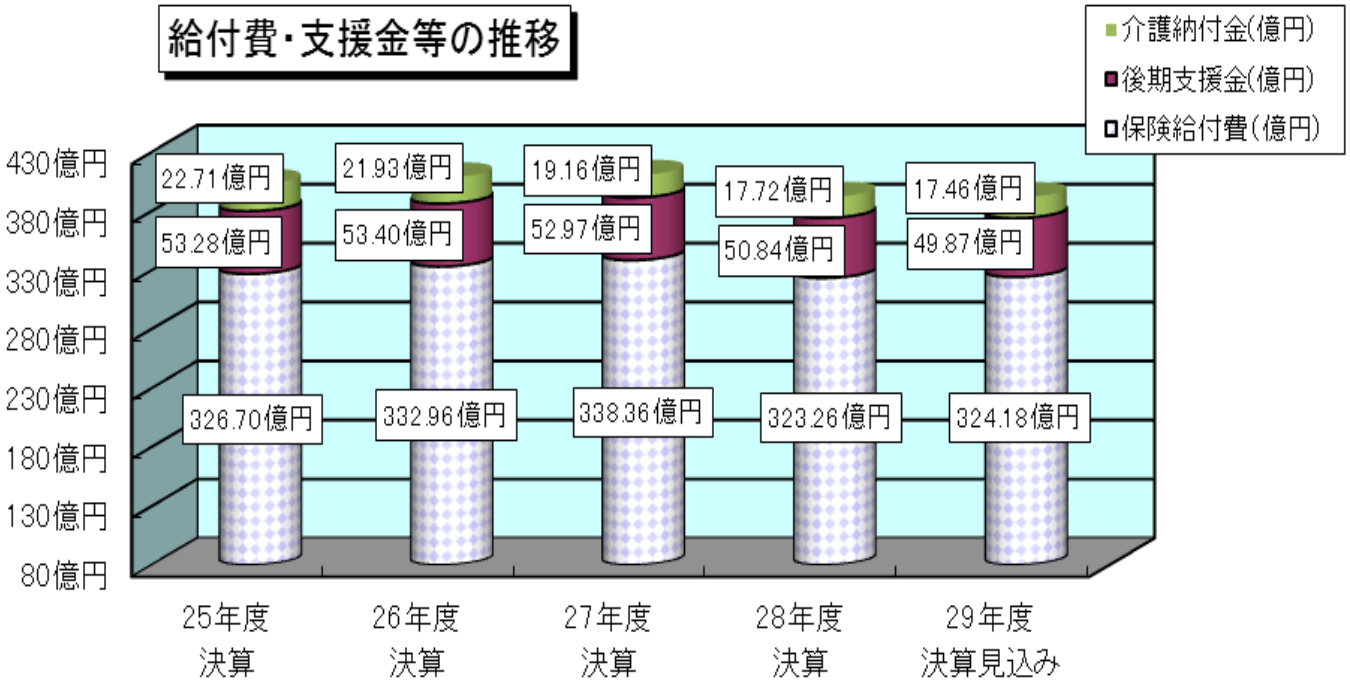

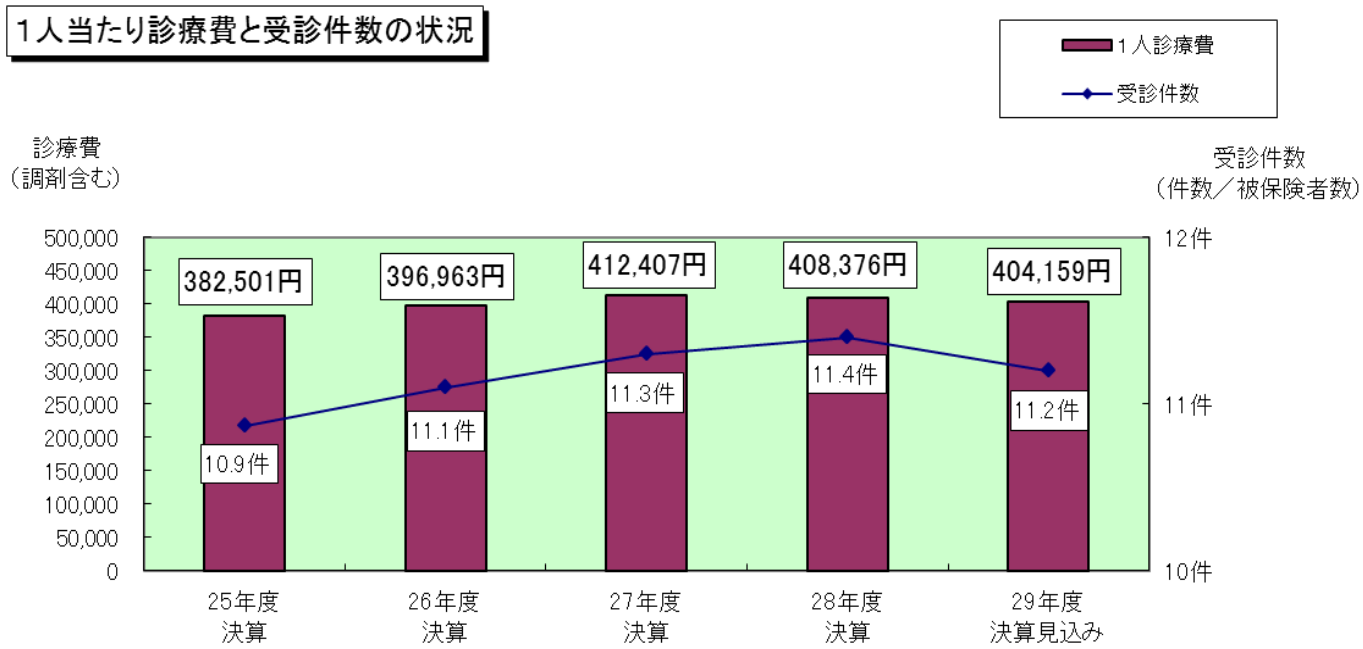

⑷　収支見通しの状況

歳入面では、28年度決算と比較して、保険料が約3.3億円の減、国庫支出金が約5.3億円の減、県支出金は約2.5億円の増、療養給付費交付金が約3.3億円の減となるほか、前期高齢者交付金が約4.3億円の増、共同事業交付金が4.3億円の減となり、総額で約2.7億円減の約511億円となる見込みです。

一方、歳出面では、保険給付費が約0.9億円の増、後期高齢者支援金等が約1.0億円の減、介護納付金が約0.3億円の減となるほか、共同事業拠出金が約3.4億円の減となり、総額で約2.7億円減の約511億円となる見込みです。

なお、今年度の収支については、一般会計からの法定外繰入金（いわゆる赤字補填）を約15.8億円繰り入れることにより、収支の均衡を図っており、依然として国保財政は厳しい状況であります。

平成29年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込み

（単位：千円，％）

区分			29決算見込み	28決算	差引増減	増減率
歳入	保険料	医療給付費分	5,853,348	6,094,963	△ 241,615	96
		後期支援金分	1,554,296	1,618,618	△ 64,322	96
		介護納付金分	580,597	604,740	△ 24,143	96
		計	7,988,241	8,318,321	△ 330,080	96
	国庫支出金	療養給付費等負担金	6,598,968	6,958,409	△ 359,441	94.8
		財政調整交付金等	2,504,262	2,703,038	△ 198,776	92.6
		高額医療費共同事業負担金	294,288	289,169	5,119	101.8
		特定健康診査等負担金	64,374	65,906	△ 1,532	97.7
		国保制度関係業務準備事業費補助金	20,000	0	20,000	皆増
		計	9,481,892	10,016,522	△ 534,630	94.7
	県支出金	県財政調整交付金	1,963,224	1,713,058	250,166	114.6
		高額医療費共同事業負担金	294,288	289,169	5,119	101.8
		特定健康診査等負担金	64,374	65,177	△ 803	98.8
		計	2,321,886	2,067,404	254,482	112.3
	療養給付費交付金		560,628	889,937	△ 329,309	63
	前期高齢者交付金		15,188,560	14,756,342	432,218	102.9
	共同事業交付金		10,529,951	10,960,954	△ 431,003	96.1
	繰入金	一般会計繰入金（法定内）	3,300,819	3,261,248	39,571	101.2
		一般会計繰入金（法定外）	1,581,026	1,029,901	551,125	153.5
		基金繰入金	0	0	0	0
		計	4,881,845	4,291,149	590,696	113.8
	繰越金		0	0	0	0
	その他の収入		172,940	95,167	77,773	181.7
	合計		51,125,943	51,395,796	△ 269,853	99.5
歳出	総務費		520,580	485,493	35,087	107.2
	保険給付費	療養諸費	療養給付費	27,998,754	27,780,513	218,241	100.8
			療養費	213,338	238,704	△ 25,366	89.4
			高額療養費	3,972,098	4,061,315	△ 89,217	97.8
			移送費	0	0	0	0
			計	32,184,190	32,080,532	103,658	100.3
		出産諸費		123,648	124,730	△ 1,082	99.1
		葬祭諸費		26,100	27,050	△ 950	96.5
		審査支払手数料		83,887	94,012	△ 10,125	89.2
		計		32,417,825	32,326,324	91,501	100.3
	老人保健拠出金	医療費拠出金		0	0	0	0
		事務費等拠出金		98	153	△ 55	64.1
	後期支援金等	後期支援金		4,987,326	5,083,898	△ 96,572	98.1
		事務費拠出金		322	330	△ 8	97.6
	前期高齢者納付金	前期高齢者納付金		17,774	3,369	14,405	527.6
		事務費拠出金		341	349	△ 8	97.7
	介護納付金			1,746,074	1,771,664	△ 25,590	98.6
	共同事業拠出金			10,600,776	10,940,821	△ 340,045	96.9
	その他の支出			834,827	783,395	51,432	106.6
	合計			51,125,943	51,395,796	△ 269,853	99.5
歳入歳出差引				0	0		

※平成３０年1月３１日現在の数値

2 平成３０年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算見通しについて

30年度の歳出事業費は、総額で448億円余と、29年度の約511億円に比べ、約63億円の減、率にして87.6％となっております。

これは、国保広域化に伴い国保財政の仕組みが変更され、共同事業拠出金等がなくなったことによるものでございます。

また、保険給付費は、約319.4億円と高い水準が見込まれます。

一方、歳入について、保険料は、29年度決算見込みと比較して約1.2億円の減が見込まれ、なお財源不足が生じるため、一般会計からの繰入金の充当により、収支の均衡を図ることとしています。

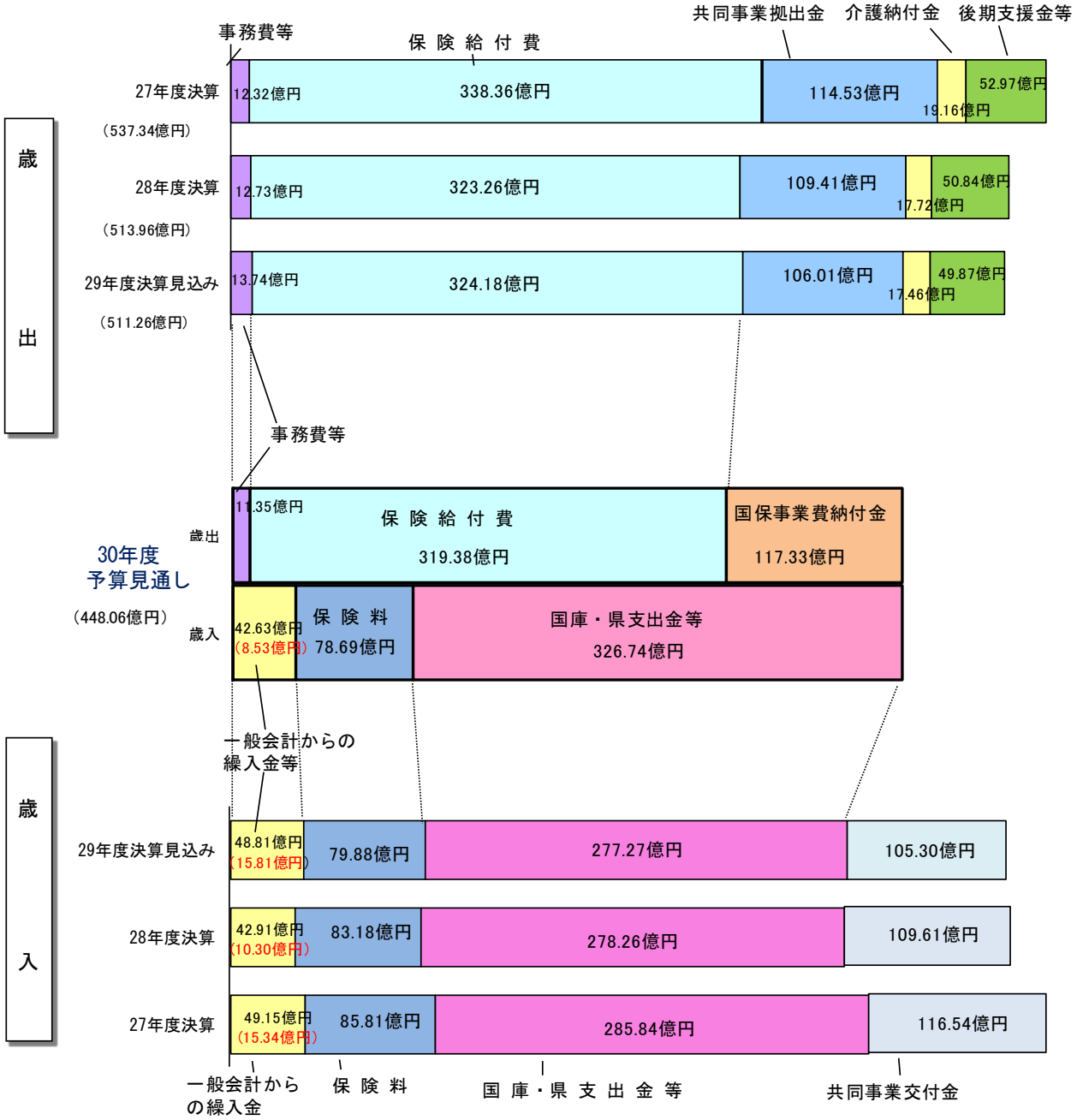

※一般会計からの繰入金の括弧内数値は、赤字補填分を記載

3 平成３０年度国民健康保険の制度改正について

保険料軽減判定所得の改正

(1)　改正の趣旨

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

(2)　改正の内容

	現行（平成２９年度）	改正後（平成３０年度案）
７割軽減判定所得	３３万円（基礎控除額）	３３万円（基礎控除額）
５割軽減判定所得	３３万円（基礎控除額）＋２７万円×（被保険者数）	３３万円（基礎控除額）＋２７.５万円×（被保険者数）
２割軽減判定所得	３３万円（基礎控除額）＋４９万円×（被保険者数）	３３万円（基礎控除額）＋５０万円×（被保険者数）

諮問事項

⑴平成３０年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核となる医療保険であるとともに、地域住民の健康と医療を担う、地域に密着した医療保険制度です。

本市はこれまでも、国保事業の推進に当たっては、事業の適正な運営を図るとともに、医療費に対応した保険料の確保と一般会計からの繰入れ等により、財政運営に努めてきたところです。

しかし、国民健康保険制度は、被保険者の年齢層が高く医療費水準が高い、低所得者が多く、保険料の収納率が、他の健康保険に比べ低いなど、制度が抱える構造的な問題により、今や、その財政は危機的状況に陥っていると言っても過言ではありません。

このような状況の中、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、保険料の軽減判定所得が一部引き上げられたところです。

また、平成２７年度から国の財政支援の拡充により、段階的に財政基盤の強化が図られておりますが、より安定的に国保財政を運営する観点から、現下の経済情勢等を考慮し、一般会計からの繰入金を充当することなどによって、財政収支の均衡を保つこと

とするものです。

一方、歳出の大部分を占める保険給付費は、高齢化の進展や医療技術の高度化により、今後も増加すると予想されており、今後、より一層、保険給付費の適正化について積極的に推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、平成３０年度からの国保広域化が円滑に推進できるよう、次の事項を重点項目として定め、国保事業運営の着実な取組に努め、市民の健康の保持増進と市民福祉の向上を図るものです。

重　点　項　目

項　目	概　　要
1　財政の健全化	⑴　医療費の的確な推計及び保険料の適正賦課に努める。 ⑵　納付相談の実施やコールセンター及び納付推進員による電話催告を拡充するなど、積極的な納付推進に努める。 ⑶　口座振替の加入勧奨や、コンビニ収納の促進など、保険料を納付し易い環境づくりに努める。 ⑷　滞納者に対する被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付など、相互扶助制度の趣旨を徹底し、滞納処分を実施するなど、公平かつ公正な対応に努める。
2　資格及び 医療費の適正化	⑴　資格未適用の防止、他保険への加入資格を確認し、脱退手続きの勧奨による重複加入の防止、また、居所不明者には資格喪失処理を行うなど、適正な資格得喪処理に努める。 ⑵　第三者行為による求償対象者を、診療報酬明細書から早期に把握するため、県の主導のもと同求償事務の委託先である香川県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、医療費の適正化に努める。 ⑶　保険医療機関等の診療報酬明細書の点検及び療養費（柔道整復術・海外療養費）の点検を行い、医療費の適正化に努める。

項　目	概　　要
2　資格及び 医療費の適正化	⑷　被保険者の一部負担金軽減及び医療給付費の削減を図るため、後発医薬品差額の通知と併せ、カードケース付ジェネリック医薬品使用促進リーフレットの配布を行う。 ⑸　医療費通知を送付し、被保険者の健康意識の向上を図るとともに、適正受診への理解を深める。
3　保健事業活動 の推進	⑴　医療・健診データを活用し、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実践していく。 ⑵　特定健診・特定保健指導の実施率向上のため、特定健康診査では、未受診者への受診勧奨をはじめとする周知啓発を充実させるとともに、健康ポイント事業による受診者へのインセンティブの提供など受診しやすい環境の構築を検討していく。また、特定保健指導では、健診情報を活用し、生活習慣病の重症化予防のため、個別訪問や電話等での保健指導を実施する。 ⑶ 健診・医療情報を基に、糖尿病治療や慢性腎臓病（ＣＫＤ）の重症化予防のための受診勧奨及び保健指導を実施する。

項　目	概　　要
3　保健事業活動の推進	(4) 医療情報に基づく重複・頻回受診者に、検査等の重複や、薬剤の重複投与の防止などの啓発を行い、受診行動や服薬行動の適正化に努める。 (5) 健診の重要性や生活習慣病の予防への意識を高め、普段の生活の中での健康づくりの取組みにつなげるため、地域等に出向いて周知会を開催するなどの啓発事業を実施する。 (6) 人間ドック（一般・脳・歯科）助成事業を実施し、疾病の予防・早期発見に努め、医療費の抑制と、被保険者の健康保持増進を図る。 (7) 健診・医療情報を基に、糖尿病性腎症重症化予防のため保健指導を実施する。
4　広報活動と事務改善	⑴　国民健康保険制度について市民の理解と協力を得るため、広報紙やホームページへ掲載するなど、広報活動の充実強化に努める。 ⑵　職員の接遇研修により、接客技術を高めるとともに、実務研修を積極的に実施し、国民健康保険制度の知識を高めることにより、さらなる窓口サービスの向上に努める。

諮問事項

⑵ 平成３０年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げについて

平成３０年度においては、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯のバランスを考慮し、基礎賦課分を４万円引き上げることとする。

H29年度

区　　分		医療分	後期分	介護分	合　計
賦課限度額	1世帯ごとの限度額	540，000 円	190，000 円	160，000 円	890，000円

H30年度

区　　分		医療分	後期分	介護分	合　計
賦課限度額	1世帯ごとの限度額　**＜見直し後＞**	580，000 円	190，000 円	160，000 円	930，000円